

補償保険制度について

会員同士が安心して活動に参加できるように、万一の事故に備えて、入会時に

1. サービス提供会員傷害保険
2. 賠償責任保険
3. 依頼子ども傷害保険
4. 研修・会合傷害保険

の4つの保険に加入します。
(保険料は日田市が負担します)

1. サービス提供会員傷害保険

まかせて会員が、援助活動中や援助活動のために、自宅とおねがい会員宅や保育園等の往復中（自宅との通常経路）において、突発的かつ偶然な事故により傷害を被った場合に補償するものです。

例) 死亡:5百万円、入院日額:3千円、通院日額:2千円

2. 賠償責任保険

まかせて会員が、援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第3者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金額を補償するものです。

例) 対人・対物:1事故につき2億円

3. 依頼子ども傷害保険

おねがい会員の子どもの援助を受けている間に事故によって傷害を被った場合に、まかせて会員の過失の有無に関わらず補償するものです。

例) 死亡:3百万円、入院日額:3千円、通院日額:2千円

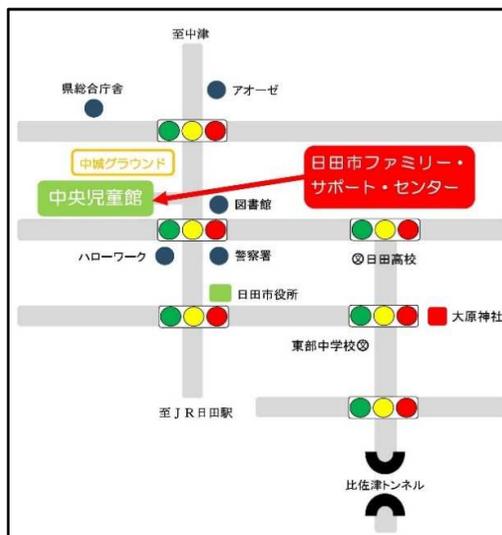
4. 研修・会合傷害保険

センターが主催する研修会・会合中（交流会含む）や、センターが主催する研修会場の往復途上（自宅との通常経路）において、傷害を被ったときに補償するものです。

例) 死亡:5百万円、入院日額:3千8百円、通院日額:2千3百円

会員の責務について

- ①援助活動を通じて知り得た会員やその家族のプライバシーを守りましょう。
- ②援助活動を行う場合はセンターに連絡しましょう。
- ③援助活動の変更や取り消しが生じたときは、関係する会員とセンターへ速やかに連絡しましょう。
- ④援助活動中は、会員証を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示しましょう。



日田市ファミリー・サポート・センター (日田市中央児童館内)

〒877-0011 日田市中城町1-66

電話 (0973) 27-6406

FAX (0973) 27-6416

業務日時

火曜日～日曜日・祝日

9:00～17:30

休業日

月曜日、祝日の翌日、年末年始

私たちは 子育てを応援しています



日田市ファミリー・サポート・センター

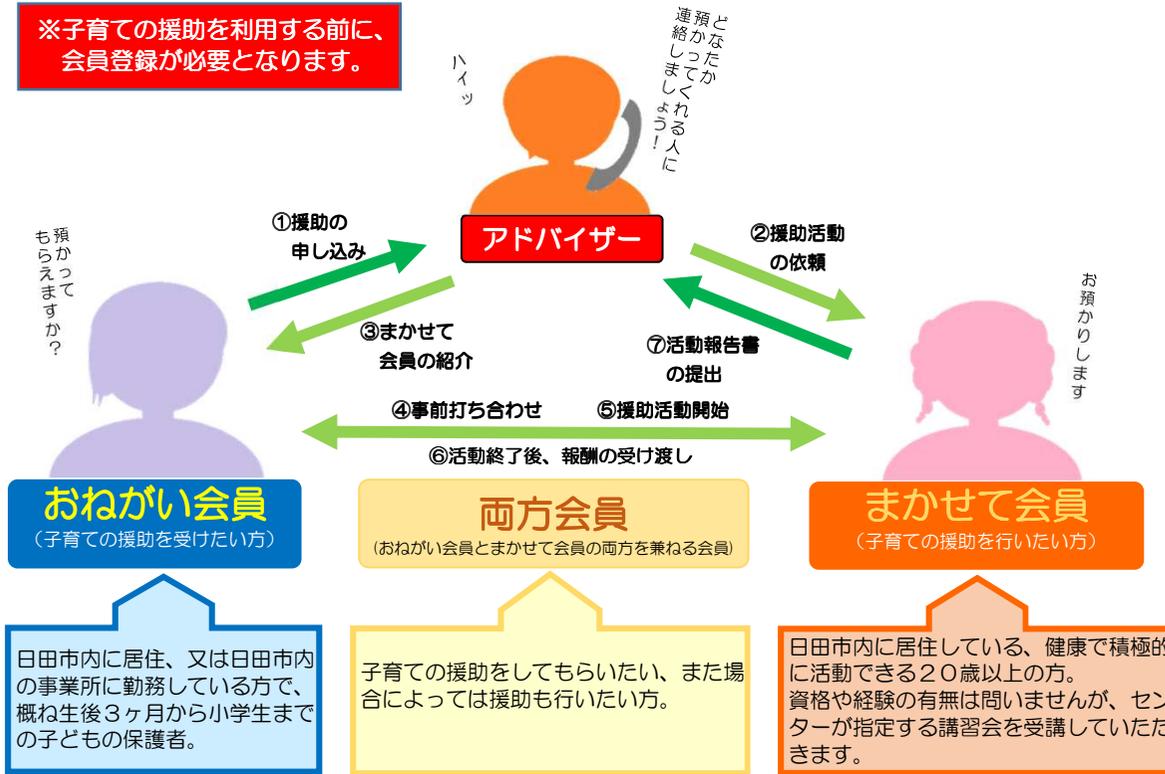
ファミリー・サポート・センターとは？

子育て中の家庭を応援するために、子育ての手助けを受けたい方と手助けを行いたい方が会員となり、会員相互の信頼関係をもとに、有償でお互いが地域の中で支え合う組織です。

「子育てをちょっと手伝ってほしい...」という方、「子育ての経験を生かし手助けをしたい」と思っている方は、日田市ファミリー・サポート・センターへ登録をお願いします。

① ファミリー・サポート・センターのしくみ

※子育ての援助を利用する前に、会員登録が必要となります。



- 「おねがい会員」は、子育ての援助を受けようとするときは、あらかじめ、センター(TEL 27-6406 日田市中央児童館内)に申し込みます。
受付時間: 午前9:00～午後5:30 休業日:月曜日、祝日の翌日、年末年始
- センターは、依頼内容に合う、「まかせて会員」に連絡し、援助が可能か確認します。
- センターは、活動できる「まかせて会員」を紹介します。
ただし、必ずしも「まかせて会員」が見つかるとは限りませんのでご了承ください。
- 「おねがい会員」は、通知された「まかせて会員」とファミリー・サポート・センター(中央児童館内)で事前の打ち合わせを行い、場所・時間等の援助内容の確認をしてください。また、預けられる子どもと「まかせて会員」が親しくなり、会員同士がお互いに理解し合うため、子どもと一緒に事前打ち合わせを行ってください。
- 事前の打ち合わせに基いた援助活動の実施
- 「おねがい会員」は、その場で「まかせて会員」に報酬を直接支払います。
- 「まかせて会員」は活動報告書を作成し、「おねがい会員」に確認(押印)をしてもらいます。活動報告書は、1ヶ月分をまとめてセンターへ提出します。

② どんなときに利用できるの？

- 保育園、認定こども園、小学校、児童クラブ等(以下「保育施設等」)の開始前や終了後の預かり
- 保育施設等までの送迎 ● 仕事(残業等)、冠婚葬祭、学校行事等の場合
- 買い物、病院等の外出の場合 ● お子さんが軽度の病気の場合

③ 援助の利用時間・報酬の基準は？

- 援助活動の時間は、原則として、午前7時から午後7時までとしますが、緊急やむを得ないときはこの時間以外にも援助活動を行えます。ただし、子どもの宿泊は行わないものとします。
- センターの報酬基準は、下表(左)のとおりです。
- 援助活動が1時間未満の場合は、1時間とみなします。
- 援助時間が1時間を越えた場合は、30分までは基準額の半額とし、30分を越え1時間までは1時間の基準額を支払います。
- おねがい会員が複数の子ども(兄弟姉妹に限る)を同時に預ける場合は、2人目からは半額とします。
- おねがい会員が援助活動の依頼を取り消した場合は、取消料として下表(右)のとおり支払うものとします。
- 食事(ミルク)代、おやつ代、おむつ代等については、おねがい会員が実費を支払います。また、特定のものを希望する場合には、おねがい会員が用意してください。
- 援助活動において、バス、タクシー等の公共交通機関を利用する場合の交通費は、おねがい会員が実費を支払います。(自家用車使用の場合は、1km39円を基準としてください。)

利用日・活動期間	利用料金	前日までの取り消し	無料
月～金曜日(祝祭日を除く)午前7時～午後7時	1時間あたり 600円	当日までの取り消し	報酬額の半額
土・日曜日、祝祭日及び上記以外の時間	1時間あたり 700円	無断の取り消し	全額

④ 申し込み方法は？

- センターに備え付けの申込書に必要事項を記入していただき、アドバイザーが簡単な面接を行います。(印鑑が必要です。※シャチハタ不可)
- 申込場所：日田市ファミリー・サポート・センター
TEL 27-6406
日田市中城町1-66 (日田市中央児童館内)